

白馬村防災情報配信システム整備事業に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、白馬村防災情報配信システム整備事業（以下「本事業」という。）の設計・施工業者の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザルの概要

- (1) 件名 白馬村防災情報配信システム整備事業設計・施工業者選定に係る公募型プロポーザル
- (2) 業務内容 別紙「白馬村防災情報配信システム整備事業要求仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時における、選定事業者の提案内容に応じて、一部変更する場合がある。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務場所 白馬村内一円及び申請等に関する場所
- (5) 整備予定額（上限価格）  
302,500 千円（消費税及び地方消費税 10%を含む）  
上限価格は、予定価格ではない。参加者は、上記上限価格内の提案をすること。  
なお、上記上限価格は、本事業の整備に係る全ての費用を含むものとする。  
ただし、保守・運用に係る費用は除く。

3 担当部署（事務局）

総務課 担当 課長補佐：下川浩毅、主査：太田千恵、主査：太田充彦  
〒399-9393 長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地  
TEL 0261-72-5000（内 1115） / FAX 0261-72-7001  
E-mail : somu@vill.hakuba.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 白馬村の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
  - ①村税（本村が賦課徴収するものに限る。）
  - ②消費税及び地方消費税
  - ③所得税又は法人税
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 要件を満たした技術者を本事業に配置できること。
- (5) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの間、「白馬村建設工事等指名停止基準」による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (7) 過去 10 年以内に他の自治体において、本事業と類似の業務を元請として履行した実績を有する者であること。
- (8) 本事業には、複数の事業者等による共同参加ができるものとする。この場合、本事業に関する責任は、代表事業者が追うこととする。共同参加するすべての事業者は上記の参加要件を満たさなければならない。

## 5 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1)実施の公告        | 令和元年(2019年)6月27日(木)                            |
| (2)質問の受付        | 令和元年(2019年)6月28日(金)から<br>令和元年(2019年)7月5日(金)まで  |
| (3)質問に対する回答     | 令和元年(2019年)7月12日(金)                            |
| (4)参加申請書の受付     | 令和元年(2019年)6月27日(木)から<br>令和元年(2019年)7月19日(金)まで |
| (5)参加資格審査及び結果通知 | 令和元年(2019年)7月23日(火)                            |
| (6)技術提案書の受付     | 令和元年(2019年)8月5日(月)まで                           |
| (7)一次審査         | 令和元年(2019年)8月20日(火)                            |
| (8)一次審査結果通知     | 令和元年(2019年)8月21日(水)                            |
| (9)二次審査         | 令和元年(2019年)8月26日(月)                            |
| (10)二次審査結果通知    | 令和元年(2019年)8月28日(水)                            |
| (11)仮契約         | 令和元年(2019年)9月13日(金)                            |
| (12)契約締結        | 令和元年(2019年)9月下旬以降                              |
| (13)事業の開始       | 令和元年(2019年)9月下旬以降                              |

## 6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

- (1) 受付期限  
令和元年 7 月 5 日（金）午後 3 時まで
- (2) 質問方法
  - ①電子メールのみの受付とする。
  - ②質問事項は、様式 5 に必要事項を記入し、前記 3 項に記載のあるメールアドレスに、件名を「防災情報配信システム整備事業に関する質問」として、word データのまま添付ファイルで送信すること。
- (3) 回答方法
  - ①質問に対する回答は、令和元年 7 月 12 日(金)を目途に、質問内容と合せて、質問者名等をふせて、白馬村行政公式ホームページで公開する。
  - ②電話、口頭による質問及び応募者数等に関する質問は一切受付ない。
  - ③プロポーザル方式のため、各者が提案すべき内容や本プロポーザル評価に係る事項に

についての質問は、回答しない。

- ④質問内容について、不明な点がある場合は、質問者に対し事務局より電話で確認を行うことがある。
- ⑤質問回答書は、本実施要領及び仕様書等の追加又は修正として取り扱う。
- ⑥質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては、一切受付ない。

## 7 参加表明書の提出

本プロポーザルに関する参加表明書は、次の方法で提出すること。

### (1) 提出書類

- ①参加表明書（様式 1）
- ②同意書（村税の納税状況の確認）（様式 2）
- ③会社概要（様式 3）

応募者（構成員または協力会社を含む）の企業内容について記載すること。

### ④業務実績書（様式 4）

過去 10 年以内における類似業務の完工実績を 1 件記載すること。

複数ある場合は、県内または近県実績を記載すること。

### (2) 提出方法

前記①~④について、指定様式に記入し、様式番号順に添付すべき書面と共に、左 2 か所ホチキス留めして提出すること。

### (3) 提出期間

令和元年 7 月 19 日（金）午後 3 時まで

### (4) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る）

### (5) 提出先

白馬村役場総務課（前記 3 項参照）

### (6) 提出部数

正 1 部

副 1 部（正の写し）

## 8 技術提案書の提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式 6）
- ② 経営審査事項審査結果における電気通信工事の総合評定値（様式 7）及び当該総合評定値通知書の写し。
- ③ 過去 10 年以内に他の自治体における同種類似業務（屋外拡声子局 30 局以上）の実績（様式 7）及び当該コリンズの写し。
- ④ 配置予定技術者の同種類似業務（屋外拡声子局 30 局以上）の実績（様式 7）及び当該コリンズの写し。
- ⑤ 配置予定監理技術者の状況（様式 7-2）及び監理技術者証の写し。また、当該技術者の電気通信工事に係る資格証（別紙 1 《1-5》参照）の写し及び 3 か月以上直接的な

雇用関係を有していることが確認できる公的資料（保険証等）の写し。

- ⑥ 長野県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所名（様式7-2）及びそれを証明する建設業法許可申請書等の写し。
- ⑦ 保守委託予定業者（様式7-2）。県内業者へ委託予定がある場合は、当該業者名と所在地を記載すること。
- ⑧ 技術提案書本文。様式は自由とし、A4判横書き20枚以内（表紙・目次除く）で、以下の項目を簡潔明瞭にまとめること。

項目	提案内容
<b>1 提案システム</b>	
1-1 システム概要	提案したシステムの概要と、選定した理由を簡潔に記入すること。
1-2 システム構成	提案したシステム構成と、その理由を簡潔に記入すること。
<b>2 提案システムの信頼性</b>	
2-1 ネットワーク	災害時も途切れることなく使用できる回線であるか説明すること。
2-2 システム	設備の冗長化対策等が施され、確実な運用ができるシステムであるか説明すること。
2-3 停電対策	親局、屋外子局、戸別受信機及び回線設備の停電対策を提案すること。
<b>3 提案システムの機能性</b>	
3-1 即時性	非常放送時、操作卓の電源投入から、屋外子局へ放送されるまでのプロセスとその時間を説明すること。（放送内容の入力及び確認の時間も含めること）
3-2 操作性	①多様な情報伝達手段（登録制メール・白馬村行政公式HP・Facebook）へ配信する方法を提案すること。
	②新システムへ移行期間の旧システムと並行運用する際の操作方法について提案すること。
3-3 拡張性	①将来的に導入検討している防災情報システム（災害時の発令判断等の災対本部支援機能や、平時の備蓄品管理機能など）へ拡張可能か提案すること。
	②スマホアプリの参加者が提案する標準機能と、また、村の要望に応じどの程度のカスタマイズできるソフトであるか提案すること。
<b>4 その他</b>	
4-1 施工体制	地域業者の活用がある場合は、提案すること。
4-2 保守	要求水準以上の提案や、被災した場合の迅速な復旧対応策等があれば提案すること。
4-3 その他	上記以外でも、住民サービス向上やコストメリットが期待できる内容があれば提案すること。

⑨ 整備費見積書

提案システムの構築に係る全ての整備費を見積ること。基本的に契約後の増額変更は、一切認めないので、漏れのないようにすること。

見積書は、様式8に記入し、消費税及び地方消費税（10%）を加算の上、社印を押印し提出すること。

見積項目は、機器費（アプリ費含）、工事費（既設設備撤去費及び処分費含）、共通

仮設費、現場管理費、機器間接費、一般管理費とし、それぞれの項目ごとに極力詳細に費用算出すること。

なお、見積詳細を別紙として提出することを認める。

#### ⑩ 運用費見積書

提案システムの毎年の運用費を見積ること。また、当該システムを10年間運用した場合、経年劣化や耐用年数による更新費（バッテリーや端末更新費等）も見積ること。

基本的に本提案書の運用費以外で費用が発生した場合は、一切参加者の負担とするので、漏れのないようにすること。

見積項目例は、以下の通り。

【年間費用】保守・点検費、電波利用料、SIM利用料、通信費、アプリ使用料、ライセンス費、その他必要な運用費

【更新費用】無線免許更新費、サーバ及び端末更新費、ネットワーク機器更新費、バッテリー等消耗品更新費、その他必要な更新費

※10年間で複数回更新するものは、その数量で見積ること。

見積書は、様式9に記入し、消費税及び地方消費税（10%）を加算の上、社印を押し提出すること。なお、見積詳細を別紙として提出することを認める。

#### (2) 提出期間

令和元年8月5日（月）午後3時まで

#### (3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る）

#### (4) 提出先

白馬村役場総務課（前記3項参照）

#### (5) 提出部数

本書1部、コピー12部、CD-R3枚（PDF形式で保存したもの）

#### (6) 提出方法

技術提案書①～⑩の順に必要な添付書面と共に、A4判フラットファイル（紙ファイル）に綴じ、提出すること。

ファイルの色は、参加表明書提出時に、各者に指示する。

ファイルの表紙と背表紙には、件名と参加者名を記載すること。

### 9 辞退届の提出

参加申込後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（様式任意）を次の方法で提出すること。

#### (1) 提出期限

令和元年8月2日（金）午後5時まで

#### (2) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る）

#### (3) 提出先

白馬村役場総務課（前記3参照）

## 10 委託事業者の選定

本事業を委託する事業者については、審査基準に基づく、白馬村防災情報配信システム整備事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査及び選定する。

### (1) 一次審査

#### ①一次審査の実施

一次審査は、参加資格を満たすと判断された応募者が3者を超えた場合に実施し、応募者の提出した提出書類による書類選考を行い、上位3者までを二次審査による選考の対象とする。

②一次審査の結果は、全応募者へ書面により通知する。

### (2) 二次審査

#### ①二次審査の実施

上位3者のプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

#### ②実施日時

令和元年8月26日（月）午前10時～（予定）

#### ③出席者

6名以内とする。なお、配置予定技術者は、必ず出席すること。

#### ④実施方法

ア 1社につき30分程度（説明20分、質疑10分）を予定している。

イ プレゼンテーションは事前に提出された提案書を用いて行うこととし、当日の差替え、追加は認めないものとする。

ウ プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、白馬村で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

エ 審査は非公開とする。

オ 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

#### ⑤審査結果

審査を受けた各事業者に対し、審査結果を通知する。

### (3) 選定基準等

提案書類及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき審査を行い、最も高い得点を獲得した者を当該業務の委託事業者（候補者）とし、次に得点の高かった者を、次点の事業者とする。

また、最高得点者が複数となった場合、審査委員会の委員による決選投票により順位を決定し、投票同数の場合は委員長が決定する。

なお、参加者が1者の場合であっても審査委員会を開催し、審査の結果、提案書類の内容が仕様書を満たしていると認められた場合に、その参加者を委託事業者として選定する。

### (4) 審査過程の非公開

審査委員会は、非公開とする。

また、審査結果及び審査内容についての異議申し立ては一切受け付けない。

(5) 評価基準及び配点比率

評価基準表（別紙 1）に基づき採点評価する。

1 1 その他留意事項

- (1) 参加表明及び企画提案に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提案は 1 者 1 提案とし、提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の著作権は、原則として当該参加者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。
- (4) 原則として提出後の提出書類の記載内容の変更を認めない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (6) 公募開始の日以降、総務課のほか関連部署への営業活動等を一切禁止する。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、白馬村情報公開条例に基づき提出書類を公開することができる。

## ■評価基準及び配点比率

	項目 (20%)	評価基準
1 企業 の 実績 等	1-1.経営審査事項	経営審査事項審査結果における電気通信工事の総合評点値。
	1-2.同種工事の実績	過去10年以内の他の自治体における同種の類似業務（屋外拡声子局30局以上）の元請け施工実績。
	1-4.配置予定技術者（監理技術者）の実績	他の自治体における同種の類似業務（屋外拡声子局30局以上）の監理技術者実績。
	1-5.配置予定技術者（監理技術者）の取得資格	以下の資格も有しているか。 ①陸上特殊無線技士(2級以上) ②電気工事士(2種以上) ③1級電気工事施工管理技士 ④電気主任技術者(3種以上) ⑤電気通信主任技術者
	1-6.地域貢献	県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所の有無。 下請けを含む保守体制。
	項目 (40%)	評価基準
2 技術 提案	2-1 提案システム	
	2-1-1 システム概要	提案したシステムの概要と、選定した理由。
	2-1-2 システム構成	提案したシステム構成と、その理由。
	2-2 提案システムの信頼性	
	2-2-1 ネットワーク	災害時の回線の信頼性。
	2-2-2 システム	災害時のシステムの信頼性。
	2-2-3 停電対策	親局、屋外子局、戸別受信機及び回線設備の停電対策。
	2-3 提案システムの機能性	
	2-3-1 即時性	緊急時放送の即時性。
	2-3-2 操作性	①多様な情報伝達手段(登録制メール・白馬村行政公式HP・Facebook)へのワンオペレーション配信。
		②並行運用期間中の新旧システムの操作性。
	2-3-3 拡張性	①将来的に導入検討している防災情報システム(災害時の発令判断等の災対本部支援機能や、平時の備蓄品管理機能など)への拡張性。
		②スマホアプリの標準機能と拡張性。
	2-4 その他	
2-4-1 施工	下請けを含む施工体制。	
2-4-2 保守	要求水準以上の提案や、被災した場合の迅速な復旧提案。	
2-4-3 その他	上記以外でも、住民サービス向上やコストメリットが期待できる提案。	
	項目 (30%)	評価基準
3 コスト	3-1.整備費見積	整備費見積額の妥当性。
	3-2.運用費見積	10年間の運用費見積額の妥当性。
	項目 (10%)	評価基準
4 プレゼン	4-1.システムについて	提案システムが、具体的に説明されるか。
	4-2.技術者	配置予定技術者のコミュニケーション能力など。